

(不誠実対応⑳)

悠生君が行方不明の状態にも関わらず、アルプスの森(施設長：宇津慎史)側の対応があまりにも不誠実であったため、児童発達支援管理責任者(施設長：宇津慎史)に対して悠生君の母親(清水亜佳里)は怒りを電話にてぶつけている。

これに対し児童発達支援管理責任者(施設長：宇津慎史)は、悠生君の母親(清水亜佳里)に恫喝されたとして、悠生君が行方不明な状況にあるにも関わらず吹田警察署に相談している。また、この内容を何の疑問もなく、保護者説明会で説明している。

詳細は (音声ファイル⑳-1) [0:00:00]⇒[0:04:01]

すなわち、アルプスの森(施設長：宇津慎史)側が、一方的に安全対策の約束を破ったために悠生君が死亡してしまったにも関わらず、アルプスの森(施設長：宇津慎史)側は、自分たちは悠生君の母親(清水亜佳里)に電話で恫喝された被害者であるとの主張を行っている。

如何に不誠実な事をアルプスの森(施設長:宇津慎史)が行い続けているかを悠生君の母親が説明も、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)がふてぶてしい態度を取っている。

(音声ファイル⑳-2) [0:00:00]⇒[0:05:40]

(音声ファイル⑳-3) [0:00:00]⇒[0:11:08]

(音声ファイル⑳-4) [0:00:00]⇒[0:00:22]

◎以前、アルプスの森の施設長が宇津雅美であった時に、従業員に必要な情報を充分に与えなかった事で従業員が大けがをし、入院・手術したという労働災害が起きている。この時もあまりにも施設側(施設長：宇津雅美)の対応が不誠実であったため、施設側の安全配慮義務違反に関し民事裁判まで発展している。

この労災事例においても、当時の施設長(宇津雅美)は脅された被害者であるとの主張を行っている。したがって、加害者として問題が発生した時に自分たちが被害者のような振る舞いをする事で、被害者に精神的追い込みをかけることで被害者側の妥協を引き出すのは、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)の常套手段であると遺族側は考えている(現在、上記労災関係の民事裁判に関しては調査中)。

(詳細事項)

悠生君が行方不明の状態であるにも関わらず、アルプスの森(施設長：宇津慎史)側の対応はあまりにも不誠実であり、捜索活動にまともに参加していないと感じられる状況が続いた。

そのため、悠生君の母親(清水亜佳里)は、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に対し電話で怒りをぶつけている。

この悠生君の母親(清水亜佳里)の電話に関し、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は、悠生君が行方不明の状態であるにも関わらず、令和4年12月16日の朝7時頃に吹田警察署に悠生君の母親(清水亜佳里)に恫喝されたとして被害の相談に行ったとのこと。この事実を悪びれる事もなく、保護者会(令和5年9月8日)において説明している。

(音声ファイル⑳-1) [0:00:00]⇒[0:04:01]

この行動はすなわち、施設の落ち度により子供の命が奪われ、さらにはその後の対応があまりにも不誠実であったにも関わらず、被害児童の母親(清水亜佳里)が児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に怒りをぶつけるのは不当であると、アルプスの森(施設長：宇津慎史)側は認識しているとのことである。

あまりにもアルプスの森(施設長：宇津慎史)側は、常識とはかけ離れた対応を行っており、常識が通じない為、悠生君の母親(清水亜佳里)がこの時どの様に考え、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に対して電話で怒りをぶつけた事の説明をさせられている(令和5年9月8日)

(音声ファイル⑳-2) [0:00:00]⇒[0:05:40]

児童発達支援管理責任者(宇津雅美)のふてぶてしい発言は以下のテープでも確認できる。

(音声ファイル⑳-3) [0:00:00]⇒[0:11:08]

悠生君の母親(清水亜佳里)がこの児童発達支援管理責任者(宇津雅美)の態度がおかしいことについて言及。

(音声ファイル⑳-4) [0:00:00]⇒[0:00:22]

通常であれば、このような説明は心理的に非常に辛いものであり、死亡事故を起こした施設が事故に対し真摯な対応をしていれば、このような説明を強要される事もない。

しかしながら、あまりにもアルプスの森(施設長：宇津慎史)の不誠実な対応が続いており、さらには如何にこの死亡事故を起こした事実を真摯に受け止めていないかが伺える内容の発言を児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が繰り返したため、悠生君の母親(清水亜佳里)は涙を流しながら状況を説明させられた。

このアルプスの森（施設長：宇津慎史）側がとり続けている行動は、如何に加害者としての認識が欠如しているか示していると思われる。

従って遺族としては、宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)には重大な社会的責任及び命を尊ぶといった倫理的概念が完全に欠落していると考えている。その為、人道的にまともな謝罪をこの兄弟から受ける事は不可能であることが明らかである。

< 時系列での説明 >

上記概念の基、先ずはこの児童発達支援管理者(宇津雅美)が吹田警察署に悠生君の母親(清水亜佳里)に恫喝されたと相談に行くまでの経過に関し、私達遺族が知っている内容を以下に記載する。この期間はあくまでも悠生君が見つかっていない状態である。

- 1) 令和4年12月9日においてアルプスの森(施設長：宇津慎史)が取り決めで決まっていた安全対策を守らなかったため、悠生君は行方不明な状態に陥った。
- 2) 行方不明な状況にも関わらず、アルプスの森(施設長：宇津慎史)は通常運営を続行させ、行方不明の悠生君の捜索活動に全力を投入することはしなかった。
- 3) 悠生君が行方不明な状態であった時、児童発達支援管理者(宇津雅美)が何度か悠生君の母親(清水亜佳里)に話かけている。しかし会話の内容があまりに当事者意識が欠如していると思われる内容であり、また悪びれる様子もなく話かけてくるので、悠生君の母親(清水亜佳里)は話かけられる事自体が非常にストレスであり、話かけないで欲しいと児童発達支援管理者(宇津雅美)に対して述べている。
- 4) 悠生君が通っていた支援学校の先生方や、保護者の方々、悠生君が通っていたもう一つのデイサービスにスタッフ(フラップ)の方々、私達、悠生君の家族に捜索に関わる色々な意見を出してくれていた。また悠生君の特徴を考慮し、直接、警察や消防に掛け合っただの様に捜索をしたら良いかなど多くの意見を出してくれていた。他の人が出した意見を傾聴し必要な捜索内容を確認し対応もしてくれていた。従って、非常に多くの方々が、悠生君の捜索に尽力を尽くしてくれていた。しかしながら、このメンバーにはアルプスの森(施設長：宇津慎史)のスタッフは入っていなかった。事実、この為、捜索において重要と考えられていたポイントがアルプスの森(施設長：宇津慎史)側は全く分かっていない。その為、アルプスの森(施設長：宇津慎史)が作成した事故報告書の内容は、捜索に関わった多くの人が違和感を覚える内容になっている。

- 5) 既にアルプスの森(施設長：宇津慎史)のスタッフ以外の多くの人達が必死になって捜索活動が続いている状態であったにも関わらず、悠生君は見つからない状況で数日が過ぎてしまった。たまたま捜索していた日は雨が少なかったが、雨が降ると大量の水が海に流れてしまうので、悠生君に二度と会えなくなってしまう可能性が高い。この為、私達悠生君の家族は天気予報を毎日確認しながら必死に探していた。しかしながら、週間天気予報では令和12月17日には大雨が降るとなった。このため家族間に絶望感が立ち込めた状態であった。その絶望感のもと当然のように、まともに捜索活動に関与していないアルプスの森(施設長：宇津慎史)に対して、悠生君の母親(清水亜佳里)は怒りが強くなってきた。事故を起こした施設が、関係者のうちで一番、捜索活動にまともに参加していない状況に苛立ちを覚えるのは当然であった。
- 6) 上記のような状況であった為、悠生君の母親(清水亜佳里)は怒りを児童発達支援管理者(宇津雅美)に対して電話でぶつけている。また、まともに捜索活動に参加していない為、捜索活動に参加して欲しい。する事が解らないのであれば、上記の方々が集まって検討を繰り返している中に入って他の人の出したアイデアを聞いて欲しいとも述べている。
- 7) しかしながら児童発達支援管理者(宇津雅美)は、その後も、積極的に捜索活動に参加することはなく、悠生君自体がまだ見つからない状況であるにも関わらず、悠生君の母親(清水亜佳里)に恫喝されたと、吹田警察に相談に行った。

<急性ストレス反応についての検討>

死亡事故に関連し急性ストレス障害が起こるのであれば、死亡した状況のフラッシュバックや死に繋がる恐怖心の出現に関連し出現するものである。したがって悠生君が行方不明になって以降、悠生君の遺族(清水悠路、清水亜佳里)は、テレビや映画で川を見た時や、風呂なので顔を洗う時に心的外傷後ストレス障害(PTSD)症状の出現を自覚している。これは通常の身近な人の死亡事故を経験した者の急性ストレス反応になる。

現在(令和5年9月時点)では少しマシになったが、自律神経症状としては、発汗や動悸の出現も以前は強く自覚していた。また悠生君の母親(清水亜佳里)に関しては、慢性期のストレス反応として食欲不振・睡眠障害は現在も続いている。すなわち命に係わる事故そのものに対して、急性ストレス反応を認めるのは普通である。

一方、児童発達支援管理者(宇津雅美)は死亡事故を起こした事に対する十分な責任感も、悠生君遺族への共感も存在しないため、死亡事故を起こしたこと自体に対する急性ストレス障害は自覚していないことが解る。

さらには遺族から自分たちの事故に対する対応が不誠実であると指摘され、これで事故に関する急性ストレス反応を呈しているのであれば、まだ、死亡事故を起こした当事者としての責任を感じていると認識する事も可能であった。

しかしながら、児童発達支援管理者(宇津雅美)は、悠生君の母親(清水亜佳里)の暴言が急性ストレス反応を起こしたとの意味の発言をしている。死亡事故を起こした事実自体ではなく、死亡事故被害者遺族の発現が急性ストレス反応の原因であると結論付けていることになる。これは、児童発達支援管理者(宇津雅美)は、あまりにも命を預かっている事への責任感が無さすぎる事を説明しているに過ぎない。

<児童発達支援管理者(宇津雅美)の言い分>

保護者会(令和5年9月8日)の内容

「人生50年60年で生きて来て、死んで下さいとか、あなたの家族・親戚・全てうらみま
すって言う言葉は初めて言われました。それを聞いた時に、ウチの職員も解っていますけど
も帰って来た時に顔が青ざめていて、手が震えて、どうしたのですか?って、言われました。
その次の日に、お電話頂いて、言われた事ははっきり言って…」

その約2日後には吹田警察署に恫喝されたとの相談に行ったとのこと。

→

(医学的見解から)

急性ストレス反応は色々な心理的・身体的反応を起こすことが知られている。通常、急性ストレス反応であれば、意識狭窄。注意の狭小化、室見当識などを伴う幻惑状態から発症し、周囲からのひきこもり、逃避反応や遁走がその後続くことがある。さらには抑うつ、不安、激怒、絶望感などの多彩な症状が混在し出現、頻脈・発汗・紅潮などの自律神経を伴う事がある。しかし急性ストレス反応におけるショック期は幻惑状態である。不安や恐怖と言った固定した感覚ではない。また周囲からのひきこもり、逃避反応や遁走がその後続くため、受診すら難しくなる事が多い。すなわち恫喝されて数日以内に、警察署に恫喝されたことに対して相談にいける状況ではない。医学的には、少なくとも恫喝による急性ストレス反応を経験したから、児童発達支援管理者(宇津雅美)が警察に相談に行ったとするには無理があると考えられる。